

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 3月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A) 燃料油屋外配管において、腐食が認められたため、当該配管を点検・修理。	G III	
2	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備用空気圧縮機(H-2) 運転中において、冷却ファン用支持ボルト(1本)が経年劣化により破損し、冷却ファンが駆動用Vベルトに接触していることが認められたため、当該ボルト1本と駆動用Vベルトを交換。	G III	
3	4号機	中央制御室主機機No. 2通信設備において、相手の会話が聞こえない事象が認められたため、当該通信設備を点検・修理。	G III	
4	その他	洗濯設備ランドリー乾燥機(4A) 蒸気供給用電磁弁において、当該弁のフランジ部より蒸気の漏れが認められたため、当該弁フランジ部を点検・修理。	G III	
5	その他	福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告(2号機復旧完了に伴う中間報告)において、記載に誤りが認められたため、当該報告書の記載誤りを訂正。	G II	